I 関連情報

1 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	養育医療の給付に関する事務					
	札幌市では、母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする未熟児に対して、指定養育医療機関における治療に要する養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法					
	律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の49項により個人番号を利用することができるのは養育 医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務に関する事務であって 主務省令で定めるものとなってとなっている。					
②事務の概要	ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。					
	1 養育医療の給付に関する事務 母子保健法の法律に従い、養育医療の給付業務で以下の事務を行う。 ①申請書類(申請書、意見書等)を受付し、管理する。 ③申請内容に基づき受給資格の審査を行う。					
	④養育医療の審査結果及び認定内容を管理する。 ⑤認定内容に基づき、受給者証の発行及び養育医療に係る費用の徴収に関する情報を管理する。					
③システムの名称	小児医療給付システム 中間サーバー・プラットフォーム システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名)					
2. 特定個人情報ファイル	名					
養育医療ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第9号及び第10号					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二					
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療 の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項)					
	(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収であって主 務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)					
5. 評価実施機関における	5担当部署					
①部署	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課					
②所属長の役職名	母子保健担当課長					

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

郵便番号060-0051

連絡先

札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階子ども未来局子育て支援部子育て支援課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和2年4月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類												
	項目評価書	* b.T.D.T.(r.*)	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重 3) 基礎項目評価書及び全	項目評価書								
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。												
2. 特定個人情報の入手(付	情報提供ネットワークシス [・]	テムを通じた入手										
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている									
3. 特定個人情報の使用												
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている									
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている									
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない												
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている									
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じ		提供・移転しない								
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている									
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	- [接続しない(提供)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている									
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている									
7. 特定個人情報の保管・2	消去											
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている									
8. 監査												
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇]内部	监査 [] 外部監査									
9. 従業者に対する教育・啓発												
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行って	いる]	<選択肢> 1)特に力を入れて行ってし 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	าอ								